

令和7年第2回川西町 議会臨時会会議録

令和7年5月1日 木曜日 午前9時30分開議

議長 井上晃一 副議長 伊藤進

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 遠藤明子君
5番 渡部秀一君	6番 寒河江司君
7番 吉村徹君	8番 鈴木幸廣君
9番 神村建二君	10番 橋本欣一君
11番 高橋輝行君	12番 伊藤進君

欠席議員（1名）

13番 井上晃一君

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課長補佐 石田英之君 (財政担当)

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優徳

事務局長補佐 竹田 紀子

主査 高橋 知希

議事日程（第1号）

令和7年5月1日 木曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 請願の審査報告

令和6年請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願

日程第 4 発議第6号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

- ・ 総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

日程第 5 発議第7号 広聴広報常任委員会委員の選任

- ・ 広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告

日程第 6 発議第8号 議会運営委員会委員の選任

- ・ 議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

日程第 7 発議第9号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

日程第 8 選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

日程第 9 発議第10号 特別委員会の設置について

- ・ 特別委員会正副委員長の互選の結果報告

日程第10 議第27号 川西町監査委員の選任について

日程第11 議第28号 川西町民総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について

日程第12 議第29号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○副議長 本日井上議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長 本日の会議は既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎会議録署名議員の指名

○副議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番神村建二君、10番橋本欣一君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○副議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにござ異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎請願の審査報告

○副議長　日程第3、請願の審査報告を行います。令和6年請願第1号　川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願。

本請願は令和6年第1回定例会において、総務文教常任委員会に付託いたしたものであります、このたびその審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部君。

(総務文教常任委員会委員長　渡部秀一君　登壇)

○総務文教常任委員会委員長　5番渡部です。おはようございます。

それでは、私より請願の審査報告をさせていただきます。

令和6年第1回川西町議会定例会において総務文教常任委員会に付託され継続審査となつておりました、令和6年請願第1号の審査が終了しましたのでその経過と結果についてご報告をいたします。

本請願につきましては、去る4月21日第一委員会室において、委員5名の出席と政策推進課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査検討をいたしました。

本請願は川西まちなかテラスについて、川西町にぎわいづくり検討委員会有志の会の意見を適切に考慮、反映させるとともに、意思決定プロセスの情報公開による透明性を確保するよう求める趣旨のものであります。

申請に対し、委員からは本町議会として町民の意見を尊重し、適切に反映させる必要があることから採択すべきという意見が出されました。一方で、請願にある要望事項の進捗状況が不明確であり、現状では趣旨に沿い難いとの意見が出されました。

採決の結果、本委員会としましては、本請願は賛成多数をもって願意妥当による採択すべきものと決定いたしました。

以上、令和6年請願第1号の審査報告といたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○副議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。令和6年請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立少数)

○副議長 起立少数、よって本案は不採択とすることに決定いたしました。

◎発議第6号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

○副議長 日程第4、発議第6号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料調整のため、暫時休憩いたします。

(午前 9時47分)

○副議長 会議を再開いたします。

(午前 9時48分)

○副議長 本職より、常任委員会委員について指名いたします。

総務文教常任委員会委員7名、高橋輝行君、橋本欣一君、鈴木幸廣君、寒河江 司君、遠藤明子さん、寒河江寿樹君、井上晃一君。

産業厚生常任委員会委員6名、神村建二君、吉村 徹君、渡部秀一君、鈴木孝之君、船山千鶴さん及び私、伊藤 進であります。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員に選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会に選任することに決定いたしました。

それぞれの常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規

定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これにより、休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選、あわせて先例による議会運営委員会委員等各役職の選考についての協議のため、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催することに決定いたしました。なお、お諮りいたします。議会運営委員会の委員の選出につきましては、先例により、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広聴広報常任委員会の各常任委員会委員長3名と、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から委員長を除き3名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「ちょっとといいですか」との声あり)

○副議長 はい、どうぞ。

○11番 私も議運2年、今回はね、させてもらったわけですけれども、ちょっと大分私見が入りますけれども、それぞれ役職で出てくる議員もいるわけですが、ストレートに申し上げてこの2年間寒河江 司さんが委員長でやってきたわけですが、共産党に党籍を置いている議員が2人、共産党が悪いわけではないよ、非常にやりづらい。

これは2年前私反省しているんですが、総合調整する方が誰もおらなかつたので、ばたばたと選んじゃったということで、共産党目の敵にするわけではないんですが、会派があるでしょ、今回いろいろ遠藤明子さんが会派の長、会派長の会、会派というものは組んでいるのは3つしかないわけでしょ。それぞれの3人の方が今日の段取りをしていただいたのは分かるわけですが、そこまではいいんですよ。ただ、どうも勇み足的な内容も聞こえてきて、会派長会というものは議会運用例で書いているわけですが、それを勘違いしている会派長会もいるようで、それは私が見たもんでないから、人を介して聞いたんですが、それはもう終わっちゃって、今度という議運という議長からありましたよね。これは共産党2人は駄目ですよ。これね。

ですから、例えば広報委員長になったからと出てくる。

(「議長発言をストップさせろ」との声あり)

○副議長 駄目です。やめてください。高橋議員。

○11番 やめてくださいでねえ。今のは。
○副議長 不規則ですね。不規則発言です。
○11番 不規則発言の前に、どこが不規則発言だかですが。共産党の分が。
○副議長 やめてください。ストップです。発言ストップしてください。
○11番 何の分がストップなんですか。言ってください。手を挙げて言ってください。

(「私見を述べる場ではない」との声あり)

○副議長 駄目です。駄目です。
○11番 駄目ですって何の。
○副議長 暫時休憩します。

(午前 9時54分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 9時57分)

○副議長 再度お諮りします。議会運営委員会の委員の選出につきまして、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広聴広報常任委員会の各常任委員会委員長3名と総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から委員長を除き3名といったいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 異議なしを認めます。よって本件はそのように決定いたしました。

それでは、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の開催場所を私から指定いたします。総務文教常任委員会は中会議室、産業厚生常任委員会は第一委員会室、以上のとおり指定いたします。

なお、初めての常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は各委員会の年長委員が行うことになっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 9時59分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時35分)

◎総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○副議長 常任委員会正副委員長の互選の結果について、休憩中に総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、寒河江寿樹君、同副委員長、橋本欣一君。

産業厚生常任委員会委員長、吉村 徹君、同副委員長、船山千鶴さん。

以上のとおりであります。

◎発議第7号 広聴広報常任委員会委員の選任

○副議長 日程第5、発議第7号 広聴広報常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

広聴広報常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料調整のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時36分)

○副議長 会議を再開いたします。

(午後 1時37分)

○副議長 本職より、常任委員会委員について指名いたします。

広聴広報常任委員会委員6名、橋本欣一君、遠藤明子さん、寒河江寿樹君、鈴木孝之君、船山千鶴さん及び私伊藤 進です。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、広聴広報常任委員会委員に選任いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、広聴広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

広聴広報常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これにより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選についての協議のため、広聴広報常任委員会を開催したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、広聴広報常任委員会を開催することに決定いたしました。

それでは、広聴広報常任委員会の開催場所を私から指定いたします。開催場所は第1委員会室を指定いたします。

なお、初めての広聴広報常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は年長委員が行うことになっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時39分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時02分)

◎広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○副議長 広聴広報常任委員会正副委員長の互選の結果について、休憩中の常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

広聴広報常任委員会委員長、橋本欣一君、同副委員長、鈴木孝之君。

以上のとおりであります。

◎発議第8号 議会運営委員会委員の選任

○副議長 日程第6、発議第8号 議会運営委員会委員の選任、これを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第4条の2及び第7条第4

項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。橋本欣一君、神村建二君、吉村 徹君、寒河江 司君、寒河江寿樹君、鈴木孝之君、以上6名の方を議会運営委員会委員に選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に第1委員会室において議会運営委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせします。

(午後 2時04分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時35分)

◎議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

○副議長 議会運営委員会正副委員長の互選の結果について、休憩中、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われました。その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会運営委員長、寒河江 司君、同副委員長、鈴木孝之君。

以上のとおりであります。

◎発議第9号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

○副議長 日程第7、発議第9号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任、これを議題といたします。

本案は、置賜広域行政事務組合規約第5条第2項の規定により、置賜広域行政事務組合議会議員2名を選任するものであります。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の一部事務組合議会議員の選挙の方法に準じ、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらに、お諮りします。指名推選の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第4項の規定を準用し、本職が指名する方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。置賜広域行政事務組合議会議員に神村建二君、寒河江寿樹君を選任いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、神村建二君、寒河江寿樹君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました神村建二君、寒河江寿樹君が議場におられますので、川西町議会運用例第4章第9項の規定を準用し、選任の告知をいたします。

◎選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○副議長 日程第8、選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員3人を選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。

また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名推選いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に、橋本欣一君、船山千鶴さん及び井上晃一君、以上3人を指名推選いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名推選申し上げた3人を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、橋本欣一君、船山千鶴さん及び井上晃一君を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま当選人に決定されました橋本欣一君、船山千鶴さんが議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項並びに川西町議会運用例第4章第9項の規定により、当選の告知をいたします。

なお、井上晃一君には川西町議会運用例第4章第12項の規定により、文書により告知の上当選承諾書の提出を求ることといたします。

◎発議第10号 特別委員会の設置について

○副議長 日程第9、発議第10号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置につきましては、川西町議会委員会条例第5条及び川西町議会運用例第7章第8項の規定により、今後の川西町各会計予算及び関係議案を審査するため、議長を除く議員で構成する特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読させます。

鈴木事務局長。

(事務局長議案朗読)

○副議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において予算特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせします。

(午後 2時42分)

○副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時10分)

◎特別委員会正副委員長の互選の結果報告

○副議長 予算特別委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、予算特別委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

予算特別委員会委員長、鈴木孝之君、同副委員長、神村建二君。

以上のとおりであります。

◎議第27号 川西町監査委員の選任について

○副議長 日程第10、議第27号 川西町監査委員の選任について、これを議題といたします。

渡部秀一君は地方自治法第117条の規定により、除斥のため、退場願います。

(5番 渡部秀一君 退場)

○副議長 提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第27号 川西町監査委員の選任について、提案申し上げます。提案理由につきましては、議会選出監査委員が令和7年7月30日付で辞職により欠員となったので提案するもの

です。

それでは、ご提案申し上げます。次の者を川西町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。住所、川西町大字上小松1767番地、氏名、渡部秀一、昭和34年4月14日生まれ。本日付提出であります。よろしくお願い申し上げます。

○副議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により委員会付託並びに質疑討論を行わず直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

渡部秀一君の復席を求めます。

(5番 渡部秀一君 復席)

○副議長 渡部秀一君に申し上げます。ただいま、川西町監査委員の選任については同意することに決定いたしましたので、告知いたします。

◎議第28号 川西町民総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について

○副議長 日程第11、議第28号 川西町民総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただることにしましたのでご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第28号 川西町民総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものです。

内容につきましては、前山教育文化課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長 前山課長。

○教育文化課長 私より、議第28号 川西町民総合体育館屋根改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

本文になります。令和7年4月4日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町民総合体育館屋根改修工事について、下記のとおり契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- 1 契約の目的 川西町民総合体育館屋根改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 金1億7,600万円
- 4 契約の相手方 山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1
株式会社殖産工務所
代表取締役 伊藤一壽

本日付

町長名でございます。

続きまして、仮契約書になります。

建設工事請負仮契約書になります。

工事名 川西町民総合体育館屋根改修工事

工事場所 川西町大字中小松地内

工期 契約の効力を生じた日から、令和7年11月28日まで

請負金額 1億7,600万円でございます。

下段に移りまして、2の内容になります。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

令和7年4月9日

発注者 川西町長

受注者 株式会社殖産工務所でございます。

続きまして、第28号資料に基づいて概要をご説明いたします。

川西町民総合体育館屋根改修工事の概要でございます。

前提としましては、経年劣化による破損している屋根をカバー工法等により改修を行うものでございます。

まず、1の屋根改修でございます。

(1) 大屋根でございます。なお、括弧書きのほうに対象面積を示しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。大屋根につきましては、カバー工法になります。既存屋根の上にポリスチレンフォーム、耐水合板、改質アスファルトルーフィング、フッ素樹脂塗装鋼板立平葺き施工を行います。

(2) 越屋根葺き替え工事となります。既存野地板下地に改質アスファルトルーフィング、フッ素樹脂塗装鋼板よこ葺き施工を行います。

(3) 雪割り屋根葺き替えになります。既存野地板下地に改質アスファルトルーフィング、フッ素樹脂塗装鋼板よこ葺き施工を行います。

2の軒天井改修でございます。

(1) 大屋根塗装施工を行います。

(2) 越屋根張り替え、塗装施工を行います。

3の外壁改修でございます。

(1) 煙突でございます。外壁を水洗いしまして塗装施工を行います。

続きまして、4防水改修でございます。

(1) 大屋根でございます。越屋根部の壁、破風板になります。コーキング、シーリング打替え施工を行います。

(2) 越屋根、鼻隠し、破風板目地部でございます。シーリング施工を行います。

(3) 雪割り屋根、煙突、妻面壁でございます。コーキング施工を行います。

次のページからは、図面になります。こちらが大屋根の上部から見た図面になります。

これは正面から見た図面になります。

こちらにつきましては、東側から見た図面になります。

こちらが後方、後ろから見た図面になります。

こちらが西側から見た図面となります。

なお、最後はこれが施工前施工後の改修の内容を示したものでございます。

説明は以上となります。

○副議長 本案に対する質疑を許します。

寒河江君。

○6番 寒河江です。

今工法について説明あったわけですけれども、屋根のふき替えは理解しています。この中で、コーティングで処理するというところが二、三ありました。1億7,000万先もかかって、コーティングをするということは、コーティングの耐用年数というのは何年だか分かって工法をさせているのか、これ5年ももちませんので、またその時が来たらコーティングをやり直すという、また金のかかることなんですよね。いろんな工法があると思いますが、もうちょっとこの工法について研究をしたほうがよかったです。設計屋とか施工主に言われるまんまに出してくるとこういうことになる。

そうするとまた後から金がかかるというふうになるんです。これは雪国のどうしようもないことなんですが、基本雨漏りしが漏れ防ぐにはコーティングが一番手っ取り早い。だけれども、三、四年すればまたコーティングがひび割れして硬くなつて、またそこから漏れが発生するというのが現実です。そういうことを分かっていてこういう改修をするのとしないのとでは倍半分の経費がかかると思いますけれども、そこら辺の把握をしているのかどうかちょっとお聞きします。

○副議長 前山課長。

○教育文化課長 ただいま寒河江 司議員からのご質問でございますが、内容的には設計業者からの内容ということでございますので正直耐用年数等については承知していませんけれども、今後工事に入るなかでは設計業者も施工管理の中に入りながら進めますので、その点を十分お伝えしながら工事を進めていただくようにしたいと思います。

以上でございます。

○副議長 寒河江君。

○6番 せっかく工事するわけですから、工事したらば保証5年なり10年なりという30年も保証するなんていうわけにいかないですけれども、そういうふうな保証期間をきちんと設けた契約をして、万が一漏れた場合は無償で修理しますよというふうにやっていただきたいな。

これいい例が置広なんです。置広の特老あたりが漏れちゃって今大変なことになっているということが現実、目の当たりにしているですから、こういうの耐用ちゃんと保証期間を設けて業者とのやり取りをやっていただかないと、これから何ぼ金あってもざるみたいなんで、

食い放題なんで、そこら辺はしっかりとやっていただければなというふうに思います。

以上です。

○副議長 前山課長。

○教育文化課長 ただいまお話があった内容につきましては、業者間で連携を取りながらきっと進めたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長 ほかにございませんか。

鈴木議員。

○8番 8番鈴木です。

工期が11月というような契約ですが、この間の体育館の使用についてはどのようになるのかお聞かせをいただきたい。

○副議長 前山課長。

○教育文化課長 体育館使用につきましては、中の使用については支障なく使えるということになります。ただし、外側については工事していると、あとは足場等が設置されたりしますので、そのことで周りについては支障が出ますけれども、体育館内部の使用については支障なしというふうに予定しております。

○副議長 鈴木議員。

○8番 内部の使用については支障がないということでしたので安心しましたが、十分に安全対策を取りながら工事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あともう1点について、先ほど寒河江議員のほうからもありましたが、この屋根自体の設計上カバー工法というかさらに重量多くするわけですよね。今の屋根より。安全対策はどうなのか。その辺の過重による倒壊とかって心配ないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○副議長 前山課長。

○教育文化課長 施工後の耐荷重等についてでございますが、正直私現時点でそのような内容を把握しておりませんけれども、設計業者のほうに連絡を取りまして支障がないような形であることを確認しつつ進めていくというように考えていますので、よろしくお願ひします。

○副議長 鈴木議員。

○8番 確認取れていないということでは安全性の確保に重大な支障を来すのではないかと思います。で、当然屋根加重で崩れるようなことは多分ないと思うんですが、しっかりと安全対策を取りながら工事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○副議長 ほかにございませんか。

(なし)

○副議長 ほかに質疑がないようありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第29号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長 日程第12、議第29号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則ですが、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにしましたのでご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

町長。

○町長 議第29号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、非常勤の特別職の日額をもって定める報酬額を改定するため、提案するものです。

内容につきましては、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 有坂課長。

○総務課長 それでは、私より議第29号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料にて説明をさせていただきます。

まず1つ目、改正の趣旨でありますと、令和7年4月1日より山形県が定める医師の報酬日額が改定されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

2、改正の内容、条例別表第3中、報酬額を以下のとおり改正するものであります。

報酬区分、日額をもって定める額、改正前は2万5,000円以内で町長が定める額としておったものを、改正後3万円以内で町長が定める額に改めるものでございます。

本町における医師の報酬日額については、非常勤特別職の日額をもって定める額で規定しております、山形県が定める医師の報酬日額に準じております。

日額をもって定める報酬額については、今後の報酬改定に適時に対応できるよう、3万円を上限額に改定することとし、医師の報酬日額は、山形県が定める額に準じ2万5,300円とするものであります。

なお、参考といたしまして、県の医師の報酬日額について、改定後、改定前記載しております。こちらの改定内容に準じた改正でございます。

3の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用の遡り適用となる内容でございます。

説明は以上です。

○副議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○副議長 質疑がないようありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副議長 以上で、本日の全日程を終了いたしました。

なお、川西町監査委員から、令和7年度監査執行計画書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、令和7年第2回川西町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 3 時 31 分)